

※令和2年3月に神奈川県生活環境の保全等に関する条例を改正し、令和2年10月1日から施行することとしましたので、その改正内容についてまとめています。  
※この欄にはスライドの説明を記載していますので、併せてご確認ください。

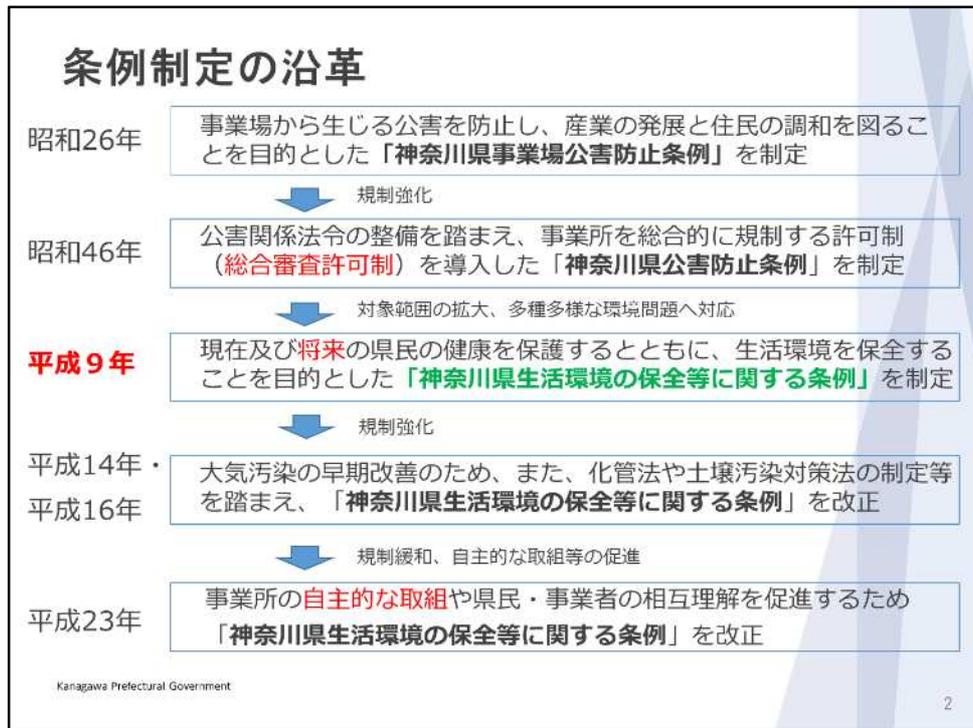
## 目次

- 1 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の概要と見直しについて
- 2 条例改正の内容
  - (1) 災害を視野に入れた対応
  - (2) 環境管理事業所及び優良環境管理事業所制度
  - (3) 指定事業所の変更に係る手続き
  - (4) 土壌汚染対策
  - (5) 地下水採取規制
  - (6) 地下浸透禁止物質に係る規制
  - (7) 大気・騒音・振動に係る規制
  - (8) その他

Kanagawa Prefectural Government

1

- 1 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の概要と見直しについて



はじめに、条例制定の沿革を紹介します。

神奈川県で、一番最初に公害防止の観点での条例が制定されたのは、昭和26年の戦後間もない頃です。

その後、高度経済成長による公害の深刻化を受け、昭和46年に、現在まで継承されている枠組みである事業所の設置にあたって許可制を導入した「神奈川県公害防止条例」が制定されました。

平成9年には、さらに広い視点での環境保全上の支障を防止するための制度的な取組みが必要であるとして、現在の条例である「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」が制定されました。

その後、法整備等を踏まえた改正を経て現在の条例の形となっています。

## ■ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

(平成9年10月公布、平成10年4月施行)

公害防止条例における工場等に対する公害規制の仕組みに加え、新たに地球環境の保全を含む広い環境問題に対応するとともに、事業者自らが計画的に環境負荷の低減に向けて取り組む制度を設けた。

### 神奈川県生活環境の保全等に関する条例第1条（目的）

「この条例は、神奈川県環境基本条例（平成8年神奈川県条例第12号）の本旨を達成するため、工場及び事業場の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他環境保全上の支障を防止するために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。」

Kanagawa Prefectural Government

3

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」は、昭和46年制定の公害防止条例の枠組みを継承していますが、平成9年に制定される際、それまでの規制的な手法に加え、事業者自らが環境負荷の低減に取り組む制度等も加えられました。

第1条の目的にもあるとおり、工場に対する規制のみではなく、日常生活における環境保全のための措置など、広い視点での生活環境の保全が目的とされています。

## 条例の見直しについて

条例では、**5年を経過するごとに条例の施行状況について検討**を加え、その結果に基づいて**必要な措置を講ずる**ものとされている。



平成23年改正条例の施行日（**平成24年10月1日**）から5年を経過したことを受け、近年の生活環境の状況や環境関係法令の改正等の状況等を踏まえ、検討を行った。

### 【参考】神奈川県生活環境の保全等に関する条例 附則25

知事は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年神奈川県条例第31号）の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

今回、条例の見直しを行った経緯等です。

条例では、附則25において、5年を経過するごとに条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと規定されています。

平成23年改正条例の施行日が平成24年10月1日であり、平成29年10月1日をもって5年を経過したことを受け、近年の生活環境の状況や環境関係法令の改正の状況、課題などを踏まえて条例の見直し検討を行いました。

## 条例の見直し結果

大規模災害の発生等に対応するとともに、関連法令の改正を受けた**条例改正を行うこととした。**



環境審議会における審議等も踏まえ、**神奈川県議会令和2年第1回定例会（2月）に改正議案を提出、議決された。**（改正条例は令和2年3月31日公布）

※ただし、アスベスト対策については、大気汚染防止法が改正されたことから、県条例の改正は、法改正を踏まえ令和2年度に実施予定

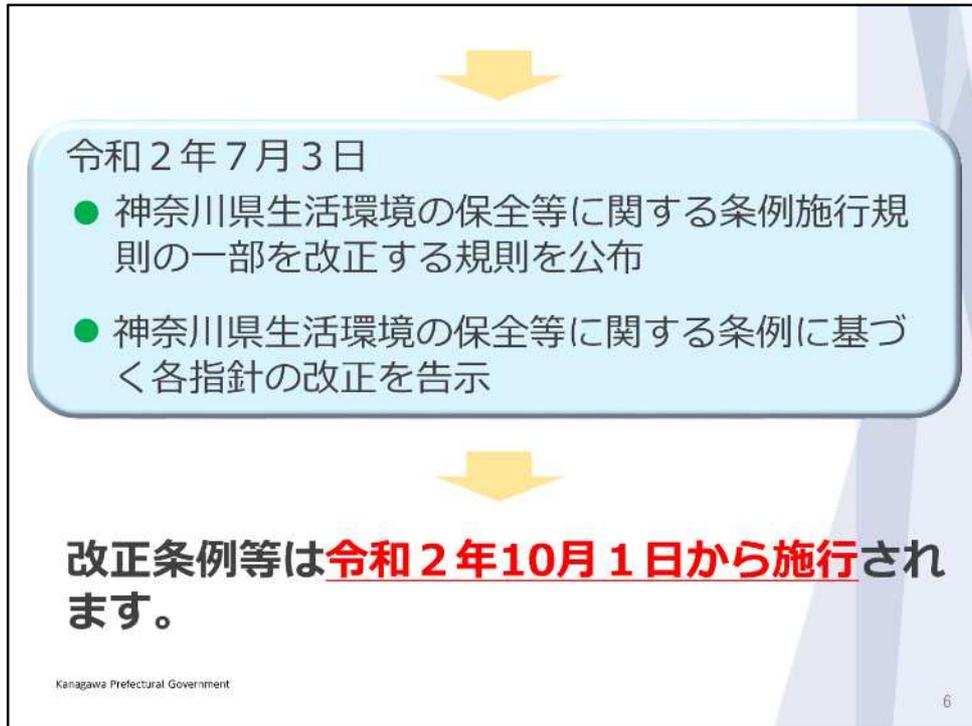


Kanagawa Prefectural Government

5

条例の見直し検討の結果、大規模災害の発生等の社会的状況の変化に対応するとともに、関連法令の改正を受けた条例の改正が必要であるとして、条例の改正を行うこととしました。

具体的な改正内容については、神奈川県環境審議会における審議等を経て検討を進め、令和2年2月に開催された神奈川県議会において改正議案が議決されました。なお、アスベスト対策についても条例に規定を追加することとして検討を進めていましたが、同じタイミングでアスベスト対策に関連する大気汚染防止法の改正が進められていたことから、法改正を踏まえて県条例の内容を検討する必要があるとして、アスベスト対策に関する条例改正は別途令和2年度中に行うこととしました。



令和2年7月3日

- 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布
- 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく各指針の改正を告示

改正条例等は**令和2年10月1日から施行**されます。

Kanagawa Prefectural Government

6

条例の改正を受け、施行規則や条例に基づき定める指針についても改正する必要があることから、それぞれ令和2年7月3日に改正を行いました。  
これら改正条例や規則、指針については、令和2年10月1日から施行されます。

## 目次

- 1 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の概要と見直しについて
- 2 条例改正の内容
  - (1) 災害を視野に入れた対応
  - (2) 環境管理事業所及び優良環境管理事業所制度
  - (3) 指定事業所の変更に係る手続き
  - (4) 土壌汚染対策
  - (5) 地下水採取規制
  - (6) 地下浸透禁止物質に係る規制
  - (7) 大気・騒音・振動に係る規制
  - (8) その他

Kanagawa Prefectural Government

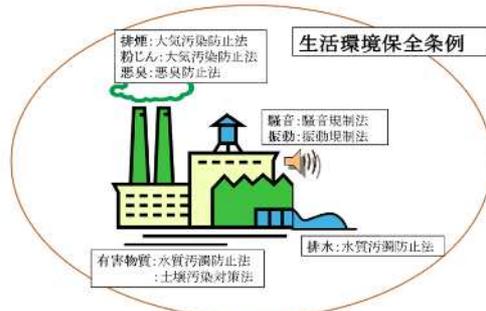
7

- 2 条例改正の内容
  - (1) 災害を視野に入れた対応

はじめに・・・

### ◆指定事業所制度とは

事業所のうち、事業所に配置される施設等（**指定施設**）を用いて公害を生じさせるおそれがある作業（**指定作業**）を行う事業所を「**指定事業所**」とし、指定事業所の設置や変更（指定施設の設置等）を行う際に許可申請などの手続きを求める制度



事業活動を総合的に  
審査し許可を行う  
**総合審査許可制度**

※事業所全体を規制対象として捉える。

【参考】大気汚染防止法や水質汚濁防止法では、特定の大気汚染物質や水質汚濁物質を排出・発生させる**特定施設の設置時等に事前の届出**を求めている。

8

改正内容の前に、導入として、この条例の特徴的な制度である「指定事業所制度」についてです。

条例では、事業所のうち、指定施設という規則で定める施設を用いて、指定作業と呼ばれる公害を生じさせるおそれがある作業を行う事業所を「指定事業所」としており、指定事業所を新たに設置する場合や、変更を行う場合に、許可申請などの手続きを求めています。

また、この許可等にあたっては、「総合審査許可制度」という本県独自の制度を導入しています。

法律では、あくまで施設に着目して大気は大気、水は水と、それぞれについて届出・確認を行うのに対し、条例では、事業所全体を規制対象と捉え、指定事業所の設置にあたっては、公害が発生する可能性のある項目、排煙や騒音・振動、悪臭、排水などこれらを総合的に審査して許可を行っています。

## ■ 指定事業所に係る手続きの特例措置

改正の  
背景

近年の大規模災害の発生

東日本大震災、熊本地震、頻発する豪雨災害



平時から災害への備えが求められる

災害発生時には

発電機、ボイラー、廃棄物処理施設等の設置

破損した施設の改修や更新

が多数発生

課題 改正前の条例では、設置や変更  
に事前許可が必要  
な場合があり、手続きに時間を要する

事業活動の早期復旧に資するため、**指定事業所に  
係る手続きについて特例措置を講ずることとした。**

9

今回の改正では、災害を視野に入れた対応の1つ目として、指定事業所に係る手続きについて、災害発生時には特例の措置を講ずることができるように改めました。

こういった改正を行った背景についてです。

平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震、また近年頻発する豪雨災害など、大規模な災害の発生を受け、昨今、平時から災害に備えておくことが非常に重要であると考えられています。

東日本大震災の際には、本県においても非常時における発電機やボイラーの設置、運転などについての問合せ等がありましたが、災害発生時には、発電機、ボイラー、廃棄物処理施設等の設置、また、災害により破損した設備の改修や更新が多数発生すると想定されます。

これらはいずれも応急的な対応や事業活動の復旧のために行われるものであることから、早急な対応が必要になると考えられますが、改正前の条例では、その設置や変更にあたり、事前の許可が必要となる場合があり、許可手続きには相当の時間を要することが想定されました。

そこで、事業活動の早期復旧に資するため、災害時における指定事業所に係る手続きについて特例措置を講ずることとしました。

## (1) 許可手続きに係る特例措置

(第16条、第17条、  
第34条の2、第35条)

知事はその災害を「**特例措置対象災害**」として指定することによりこの制度は活用できるようになります。

### 【改正内容】

知事が指定する**災害（特例措置対象災害）発生時**には、指定事業所に係る許可申請のうち、**一定の条件を満足する申請**については、**許可不要**とし、特例措置として**届出により指定事業所の設置又は変更ができる**こととした。

※通常の許可申請を希望する場合には、平常時と同様に第3条又は第8条に基づき許可申請を行うことも可能

Kanagawa Prefectural Government

10

許可手続きに関する特例措置についてです。

知事は、地震等の大規模な災害が発生した際に、その対応又は迅速な復旧のために特例の措置を講ずる必要があると認める時は、その災害を「特例措置対象災害」として指定します。（指定の方法等についてはスライド12参照）

この特例措置対象災害への指定により、事業者が災害に起因して破損した施設を入れ替えるなど、通常時には許可が必要となる指定事業所の設置又は変更を行う場合には、事前の許可手続きを不要として、事後の届出により設置等ができることとしました。

なお、「一定の条件を満足する申請については」とあるとおり、この特例制度を利用できる設置や変更には条件があるため、それについては次のスライドで示します。

また、この制度は、災害発生時に急いで施設の設置等を希望する事業者は特例として届出により施設の設置等できるようにしたものであり、災害時であっても通常の許可申請を希望する場合には通常の申請を行うことも可能です。あくまで事業者の任意により選択できる制度です。

## 対象とする設置又は変更

### ① 応急措置のために必要な指定事業所の設置又は変更（第3条又は第8条を免除）

★対象とする指定作業を限定（災害発生後に指定）

＜対象とする予定の指定作業＞

No49：発電の作業

No51：資源の再生又は廃棄物の処理の作業  
（破碎施設、し尿処理施設、コンベア施設等）

No61：燃料その他の物の燃焼による熱媒体の過熱又は空気の加温若しくは冷却の作業（ボイラー）

No66：鉱物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工の作業（土石の粉碎、移送等のための破碎施設等）

### ② 損傷した指定事業所の復旧のための変更（第8条を免除）

★対象とする指定作業は限定なし

11

制度の対象となる指定事業所の設置又は変更について、一つ目は、応急措置のために必要な指定事業所の設置又は変更の場合です。応急措置というのは、災害に起因して電力を喪失したことにより必要となる発電機の設置や、発生した災害廃棄物の処理のために必要となる廃棄物処理施設の設置などのことです。

応急措置のために必要な場合については、対象となる指定作業を限定することとしており、この対象となる指定作業は、災害発生後に公示により指定することとしています。現時点で指定を想定している作業はここに示したとおりです。

次に二つ目は、損傷した指定事業所の復旧のための変更の場合です。既に許可を受けている指定事業所が災害により損傷した場合に、復旧のために行う変更を対象としており、①とは異なり、指定作業などに限定はなく、災害に起因して損傷した施設等の復旧に係る変更であれば全て対象となります。

## 対象とする期間等

### 災害発生後に知事が指定する期間

➡ 災害発生日から6月を超えない範囲内

### 災害発生後に知事が指定する事項

- ① 災害の種類と発生日
- ② 適用する地域（市町村単位）
- ③ 対象とする期間
- ④ 当該制度の対象とする指定作業の種類

**※指定した際は、県のホームページ等でお知らせする予定です。**

Kanagawa Prefectural Government

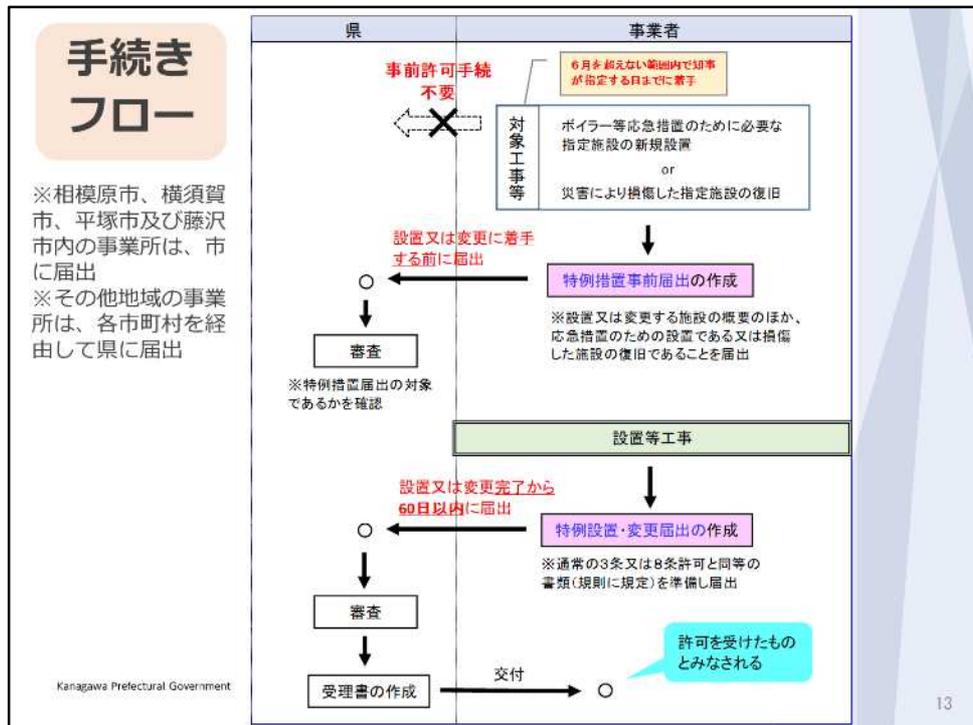
12

この制度が利用できる期間は、災害発生後に6月を超えない範囲内で知事が指定する期間としています。

この期間の指定を含め、「特例措置対象災害」としての指定など、災害発生後に知事が指定する事項については、ここに示したとおりです。

制度を適用する地域は市町村単位での指定を考えています。

また、これらの情報は一括して指定することを予定しており、指定を行った際は県のホームページでこれらの情報を公表する予定です。ただし、被災状況によりホームページでの公開が困難である場合には、県庁舎前の掲示板への掲示等により公表することも考えられます。



具体的な手続きフローです。

知事が指定する日までに‘着手’する設置又は変更が対象となります。(具体的な対象の内容はスライド11参照)

手続きですが、これは平常時に必要となる事前の許可申請を、特例措置対象災害時には事後の届出で良い、とした制度ですが、設置又は変更に着手する前に、一つだけ事前に手続きを行う必要があります。それが「特例措置事前届出」という届出で、これは特例措置により設置又は変更を行う(当該制度を利用する)旨を申し出るものです。

届出様式はA4表裏1枚の様式となっており、特例の措置を講ずる理由(災害対応のために破碎施設の設置が必要等)を記載するほか、施設の台数等簡単な概要を記載します。

添付書類については、損傷した施設の復旧の場合には、損傷状況が分かる写真等、添付が可能であれば証明書類を添付することとしています。外見では判断できない場合等もあるため、この書類の添付は必須とはしていません。

県では、この「特例措置事前届出書」の提出を受けた後、その設置や変更が特例措置の対象として問題ないかを確認します。

「特例措置事前届出書」を提出した事業者は、設置等の工事を実施し、その後、設置又は変更が完了した日から60日以内に特例措置による設置届出書又は変更届出書を提出します。これが、それぞれ3条の設置許可申請書又は8条の変更許可申請書と同等の内容であり、添付書類等も通常時の許可申請に添付する書類と同様のものを用意する必要があります。

この届出を受理した後、県では、平常時における許可基準に照らして審査を行い、問題がない場合には受理書を交付します。この受理書による通知によって、当該届出者は許可を受けた者とみなされる、いわゆるみなし許可という状態になります。

また、審査の段階で、基準を満足しない等、不適合な事由が発覚等した場合には、その段階で必要な改善等を求めることとなります。

また、このフローでは届出先は県として示していますが、通常時の指定事業所に係る手続きと同様に、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市に所在する事業所は、それぞれの市に届出を行う必要があります。また県所管域の事業所の場合にも、届出窓口自体は各市町村となります。

## (2) 届出手続きに係る特例措置

(第17条の2)

### 【改正内容】

知事が指定する**災害（特例措置対象災害）発生時**には、指定事業所に係る届出のうち、履行期限が到来するまでに届出ることができないものについては、**当該届出の履行期限を30日間延長する。**

※災害の指定等は許可手続き関連と同様

届出手続きに係る特例措置についてです。

許可手続き関係と同様に「特例措置対象災害」の発生時には特例措置を講ずることとし、指定事業所に係る届出のうち、その対象となる期間中に履行期限が到来するものについては、履行期限が30日間延長されます。

## 対象とする届出

- ①指定事業所に係る変更届出書（第10条）
- ②指定事業所に係る地位承継届出書（第11条）
- ③指定事業所廃止等届出書（第12条）
- ④指定事業所休止等届出書（第12条）
- ⑤環境管理事業所（優良環境管理事業所）に係る変更届出書（第21条）

## 対象とする期間等

災害発生後に知事が指定する期間

➡ 災害発生日から **6月を超えない範囲内**

Kanagawa Prefectural Government

15

対象となる届出はここに示した5つの届出です。これらの届出は、平常時にはそれぞれ事由が生じた日から30日以内に届出を行う必要がありますが、特例措置対象災害時にはその期限が30日間延長され、60日間となります。

これは特例対象災害として指定されると自動的に履行期限が延長される仕組みとなっており、60日以内であれば届出不履行による届出義務違反を問われることはありません。

また、この特例措置の対象となる期間は、許可関係と同様に、災害発生後に6月を超えない範囲内で知事が指定する日までということになります。

## ■ 化学物質情報の関係機関への提供

(規則第40条)

報告の対象は  
PRTR対象事業者

条例第42条に基づき報告される**第一種指定化学物質の取扱量等の情報について**、平時からの備えとして、**関係機関（市町村消防本部等）に情報提供するため**、報告様式中に事業者からの同意に係る欄を設けた。

### 関係機関に提供（年1回）を予定している情報

- ①事業者名・事業所名、②事業所所在地、
- ③主たる業種、④用途、⑤化学物質名、
- ⑥取扱量（使用量・製造量）

Kanagawa Prefectural Government

次に、災害を視野に入れた対応の2つ目として、化学物質情報の関係機関への提供についてです。

条例第42条では化管法のPRTR制度と連携した仕組みとして、毎年6月末までに第一種指定化学物質の取扱量等の情報について報告を求めています。

この化学物質に関する情報は、例えば、災害時に化学物質が漏洩した事業所での消防による活動などにおいて有益であると考えられることから、災害時における被害拡大の防止のため、これらの情報を市町村の消防本部等の関係機関に年1回情報提供を行うこととしました。

関係機関に提供を予定している情報はここに示したとおりです。

ただし、取り扱う化学物質名などは場合によっては企業秘密に当たるとも想定されることから、事前に事業者から同意を得るため、報告様式の改正を行いました。

第18号様式の2（第40条、第40条の2関係）（表）（用紙：日本産業規格A4縦長型）

化学物質管理目標作成（達成状況）報告書 年 月 日

神奈川県知事宛 郵便番号

住 所 法人にあっては、番 ①  
氏 名 務及び代表者の氏名 ②  
代理人の職・氏名 ③

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第42条第1項の規定により 年度の化学物質管理目標  
（第2項の規定により 年度の化学物質管理目標の達成状況）を次のとおり報告します。

|  |   |                                 |                |
|--|---|---------------------------------|----------------|
| 事業所の名称   |   |                                 |                |
| 所在地  |   |                                 |                |
| 業務の種類  | <input type="checkbox"/> 前定事業所  | <input type="checkbox"/> 前定外事業所 |                |
| 主たる業種  | 〔業種コード〕   |                                 |                |
| 事業所の実用<br>開始年 月 日  | 人<br>（年 月 日現在）  | 全事業所の実用<br>開始年 月 日              | 人<br>（年 月 日現在） |
| 化学物質管理目標<br>期 各 年 度  | <input type="checkbox"/> 目標設定初年度  | 年 月 日                           | （ 年 月 日現在）     |
| 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の届出状況<br>届 出 年 月 日   | 年 月 日   |                                 |                |
| 届 出 方 法  | <input type="checkbox"/> 書面<br><input type="checkbox"/> 磁気ディスク等<br><input type="checkbox"/> 電子届出（電子情報処理組織を使用した届出） |                                 |                |
| 関係機関への情報提供に係る同意  |   |                                 |                |
| <input type="checkbox"/> 当該報告書に係る情報を災害時の対応等に活用するための関係機関に情報提供することに同意しません。<br>（ <input type="checkbox"/> ただし、化学物質名を対応化学物質分類名へ変更して提供することには同意します。） |   |                                 |                |
| 同意しない理由  |   |                                 |                |

※令和3年度の報告から報告様式が変更になります。

**情報提供に係る同意に関する欄を追加**

- 情報提供に**同意しない場合には、この欄にチェックを入れ、その理由を記載**
- ただし、**同意しない場合とは、あくまで化学物質情報が企業秘密にあたる場合を想定したものであり、化管法第6条第4項に基づき秘密情報に該当すると認められた場合とする。**

17

改正後の様式です。

報告様式表面の一番下に同意に関する欄を追加しました。提供に同意しない場合にはここにチェックを入れ、合わせてその理由を記載します。

ただし、この同意は、あくまで化学物質情報が企業秘密に当たる場合を想定して設けたものであり、災害時の対応に活用するという趣旨からも、基本的には同意いただきたいと考えています。

化管法においても秘密情報に該当する場合には公表に関する請求を行う規定があることから、同意しないとしてチェックできる場合は、化管法第6条第4項に基づき秘密情報として認められた場合としています。

令和3年度の報告から新しい様式による報告を行う必要があります。

## ■ 汚染状況把握のための知事の措置（新規）

（第112条の2）

### 【改正内容】

災害等の発生により、事業所から**有害な化学物質が環境中に漏洩等した場合**であつて、県民の健康の保護等の観点から**環境汚染の状況を把握する必要があると認められる場合**には、**県が市町村及び民間事業者と連携を図りながら迅速に環境調査を実施する。**

Kanagawa Prefectural Government

18

災害を視野に入れた対応の3つ目として、汚染状況把握のための知事の措置についてです。

新たに条例第112条の2に規定を追加し、災害時の環境調査について、知事が行うべき措置を規定しました。

災害発生時には、事業所から化学物質が漏洩等することが想定されます。そういった場合に、漏洩等した化学物質による環境汚染の状況を迅速に把握することは県民の健康保護等の観点から非常に重要なことです。

このため、災害の発生により事業所から有害な化学物質が漏洩等した場合であつて必要な場合には、県が市町村や民間事業者と連携を図りながら環境調査を実施するという規定を新たに設けました。

民間事業者とは、具体的には一般社団法人神奈川県環境計量協議会との連携を想定しており、災害時には県の試験研究機関だけでは調査の対応できないことも想定されますので、こういった民間事業者とも連携しながら迅速な調査を行っていきたいと考えています。

## ■ 化学物質の漏洩防止等対策の推進

(第39条に基づき定める指針の改正)

近年、地震や水害の発生により、化学物質が漏洩する事故が発生



災害時の**化学物質の漏洩等を未然防止する取組が重要**

条例第39条に基づき定める「**化学物質の適正な管理に関する指針**」を改正し、**未然防止対策に係る事項について充実を図った。**

19

災害を視野に入れた対応の4つ目として、化学物質の漏洩防止等の対策の推進についてです。

災害時に化学物質が漏洩等することを未然に防止する観点も重要であることから、条例に基づき定める指針の改正を行いました。

近年頻発する豪雨災害では、昨年だけでも全国的に複数の化学物質の漏出事故が発生しました。

例えば、10月の台風19号では、福島県内において河川が氾濫したことにより、猛毒のシアン化ナトリウムが流出するような事故や、トリクロロエチレン等が入ったドラム缶が流出する事故が発生しています。また、8月に九州地方を襲った豪雨災害では、佐賀県の鉄工所の油槽が浸水したことにより、大量の油が流出し、水田約26ha、民家約100棟に被害が及ぶという大きな事故も発生しました。

こういった状況を踏まえ、全ての事業者において、平時から災害に備えた対策等を推進いただくため、条例第39条に基づき定める「化学物質の適正な管理に関する指針」を改正し、未然防止対策に関する事項の追加等、指針の充実を図りました。

## 【指針に盛り込んだ未然防止対策に係る視点】

- 災害において想定される地震の震度や洪水による浸水の深さ等の情報を収集・整理
- 配管等の損傷を受けやすい設備やメッキ槽等の開放式設備の特定 など

➡ これらの情報をもとに、環境リスクを把握し、  
予防措置の実施や事故に備えた体制整備  
を行う。

環境リスク: 化学物質が環境を經由して人の健康を損なうおそれ又は  
動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれをいう。

Kanagawa Prefectural Government

20

今回の改正により、指針に盛り込んだ視点です。

未然防止対策と言っても何から対策に取り組んで良いのか分からないといったことがあると考え、その手順を指針において示しました。

まずは、災害において想定される地震の震度や洪水による浸水の深さ等の被害想定に関する情報を収集・整理していただくこと、

次に、事業所の中で、損傷を受けやすい設備等、漏洩リスクが高い設備等の特定していただくこと。

そしてこれらの情報を整理いただき、事業所全体においてどういったどの程度のリスクがあるのかを把握し、必要な対策等を実施していただくということです。

## 具体的な漏洩防止対策実施の手順

① 次の情報等を把握、整理する。

- 公的資料等から、**被害想定等の情報を収集**する。
- 化学物質**漏洩のリスクが高い設備を特定**する。

【設備例】

配管やフランジ等の損傷を受けやすい設備、メッキ槽等の開放式の設備、保管設備

- 周辺に水源があるか、学校や病院など**特に配慮が必要な施設がないか確認**する。

② ①により把握した情報に基づき、化学物質漏洩による環境リスクを把握し、対策を検討及び実施する。

【対策例】

保管棚へ落下防止柵やロープの取り付け、架台との固定、可とう性配管の導入、防液堤の設置 など

Kanagawa Prefectural Government

21

さらに具体的な対策の手順を示します。

第1段階として行うことは情報の把握と整理です。把握すべき情報は大きく分けると3つです。

1つ目として、国や県、市の発行する公的資料等から、想定されている最大震度や津波の高さ、洪水による浸水の深さなどの被害の想定情報を収集すること

2つ目として、事業所内で化学物質が漏洩するリスクの高い設備、例えば、配管やフランジ等損傷を受けやすい設備やメッキ槽等の開放式設備、また化学物質の保管設備などを特定して把握すること

3つ目として、周辺に水源や、学校・病院など特に配慮が必要な施設がないか確認することです。

これらの情報を整理することで、事業所から化学物質が漏洩するリスク、そしてそれによりどんな被害が生じるおそれがあるかといったリスクを把握することが可能となります。

そこで、第2段階では、これらの情報をもとに環境リスクを把握し、どこにどういった対策を取るべきかを検討し、またその優先順位なども明確にしたうえで、対策を実施していくこととなります。

具体的な対策としては、ごく一部の例を示しましたが、例えば、保管棚へは落下防止柵を取り付けること、保管設備と架台をしっかりと固定すること、配管は可とう性の配管を導入すること、液槽などには防液堤を設けることなどがあります。

指針で示した内容も参考に、ぜひより一層の対策の推進をお願いします。

## 目次

- 1 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の概要と見直しについて
- 2 条例改正の内容
  - (1) 災害を視野に入れた対応
  - (2) 環境管理事業所及び優良環境管理事業所制度**
  - (3) 指定事業所の変更に係る手続き
  - (4) 土壌汚染対策
  - (5) 地下水採取規制
  - (6) 地下浸透禁止物質に係る規制
  - (7) 大気・騒音・振動に係る規制
  - (8) その他

Kanagawa Prefectural Government

22

## 2 条例改正の内容

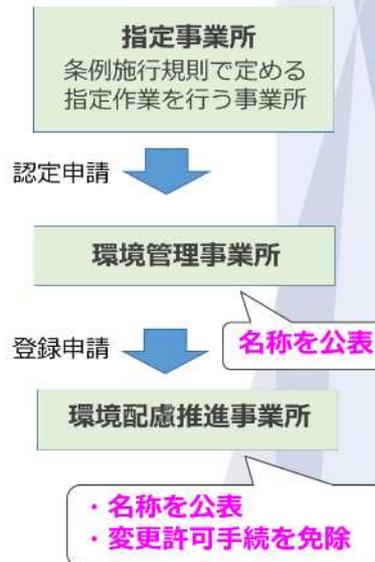
### (2) 環境管理事業所及び優良環境管理事業所

## 改正前の環境管理事業所・環境配慮推進事業所制度

指定事業所のうち**自主管理の推進として環境に係る一定の管理能力を備えた事業者**については、

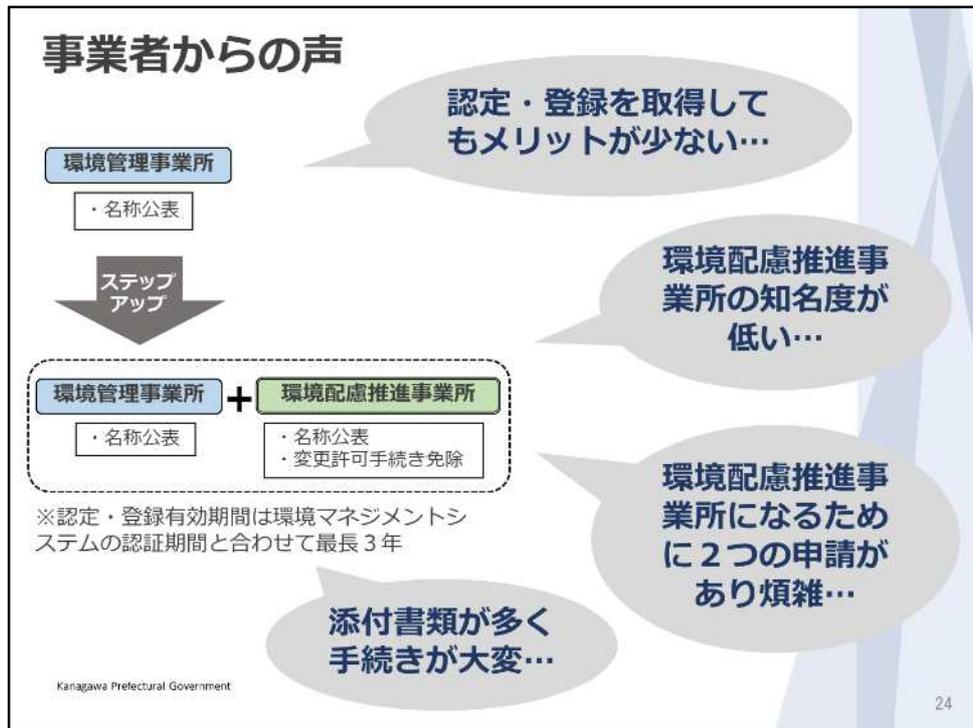
環境管理事業所として認定  
さらに  
環境配慮推進事業所として登録

Kanagawa Prefectural Government

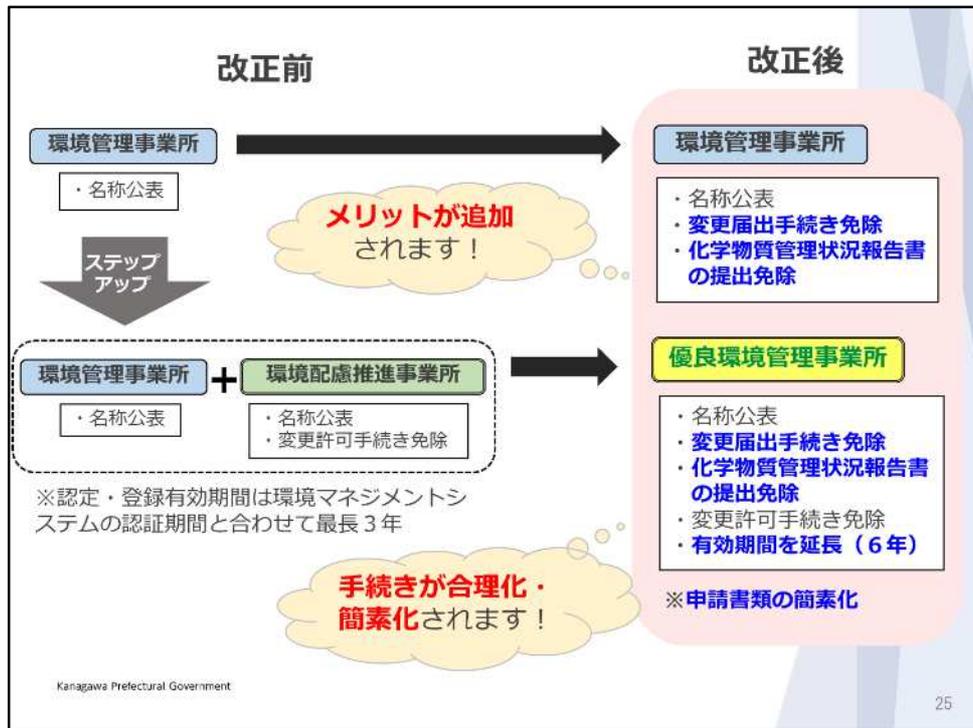


改正前の条例では、指定事業所のうち、自主管理の推進として環境に係る一定の管理能力を備えた事業者は「環境管理事業所」として認定を受けることができ、その中でもさらに優れた事業所は「環境配慮推進事業所」として登録を受けることができるという、2段階の評価制度となっていました。

認定・登録を受けることによるメリットは、環境管理事業所は県HPでの名称の公表、環境配慮推進事業所はそれに加え、8条に基づく指定事業所に係る変更許可手続きの免除という手続き面でのメリットがありました。



しかし、制度を活用する認定・登録事業所がなかなか増えないという課題がありました。実際に事業者からは、「認定・登録を取得してもメリットが少ない」「制度の知名度が低く、また、環境管理事業所と環境配慮推進事業所はどちらが優れた事業所であるか分からない」「環境配慮推進事業所になるためには、環境管理事業所と環境配慮推進事業所のそれぞれ申請が必要であり、手続きが煩雑」また、環境配慮推進事業所の認定申請については、「添付書類が膨大であり、手続きが大変である」といった声がありました。



今回の改正では、これらの課題を改善するため制度の見直しを行いました。

細かい内容は後のスライドで示しますが、改正点の主な一つ目としては、まず「環境配慮推進事業所」の名称を「優良環境管理事業所」に改め、改正後は環境管理事業所か優良環境管理事業所のどちらか一方を選択して認定を取得するという制度に改めました。どちらが優れた事業所であるかを分かりやすく示し、またこれまで2つの手続きが必要であった点を合理化し、1つの申請により認定が取得できるように改善しました。また、優良環境管理事業所の認定申請については必要な添付書類も削減しています。

改正点の二つ目としては、認定取得によるメリットの追加です。これまで環境管理事業所は、認定を取得しても手続き面でのメリットがありませんでしたが、手続きの免除というメリットを付加しました。これは優良環境管理事業所についても同様に付加しており、また優良環境管理事業所については、さらに認定の有効期間もこれまでの最長3年から6年へと変更しました。

## 行政手続きの免除について

### 環境管理事業所

#### ■ 指定事業所に係る変更届出（10条）を一部事項を除いて免除

<届出が必要な変更事項>

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 指定事業所の名称及び所在地
  - 指定施設の種類及びその種類ごとの数並びに指定施設ごとの規模及び能力（変更許可が必要な変更を除く）
- ※ただし、図面等の詳細については添付不要

#### ■ 指定事業所に係る化学物質管理状況報告書（42条の3）を免除

Kanagawa Prefectural Government

26

今回の改正により変更される事項の詳細です。

まず、認定取得によるメリットとして新たに追加した「行政手続きの免除」について、具体的にどのような手続きが免除されるのか紹介します。

環境管理事業所の場合、認定を取得した事業所については、新たに2つの手続きが免除されます。

1つ目として、条例第10条に基づき必要となる指定事業所に係る変更届出が、一部事項を除いて免除されます。

この一部事項は、行政として把握しておかなければならない必要最低限の事項だけを届出事項として規定しました。

その内容は、ここに示したとおりですが、名称や代表者の変更といった指定事業所の設置者に関する基本的事項のほか、指定施設の台数やその規模・能力に変更が生じた場合には届出を行うこととしています。

ただし、指定施設の台数等の変更であっても、通常の指定事業所に係る変更届出において必要となる図面や根拠資料等、詳細の添付は不要とし、あくまで、何台、どういった規模・能力になったかという結果のみを届出することとしています。このため、手続きは簡素化されています。

2つ目として、条例第42条の3に基づく指定事業所に係る化学物質管理状況報告書について、3年に1回の報告を不要として手続きを免除しました。

## 行政手続きの免除について

### 優良環境管理事業所

#### ■ 指定事業所に係る変更届出（10条）を一部事項を除いて免除

<届出が必要な変更事項>

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 指定事業所の名称及び所在地
  - 指定作業の種類
  - 指定施設の種類及びその種類ごとの数並びに指定施設ごとの規模及び能力（規則11条1項の変更を除く）
- ※ただし、図面等の詳細については添付不要

優良環境管理事業所が免除される手続きです。

優良環境管理事業所についても環境管理事業所と同様に、条例第10条に基づき必要となる指定事業所に係る変更届出が、一部事項を除いて新たに免除されます。

届出が必要となる変更事項のうち、環境管理事業所と異なる点は「指定作業の種類」の変更も届出対象という点です。これは、「指定作業の種類」の変更は通常、変更許可の対象であるため、環境管理事業所がこの変更を行う場合には指定事業所の変更許可申請を行う必要がありますが、優良環境管理事業所の場合は、その変更許可申請自体が免除されるため（次のスライドで説明）、変更届出事項として加えたものです。これは、「指定作業の種類」の変更は行政として把握しておくべき事項と考えているためです。

## 行政手続きの免除について

### 優良環境管理事業所

- **指定事業所に係る変更許可申請（8条）を免除**  
（公害防止上特に重要な変更として規則で定める変更を除く）

**優良環境管理事業所だけのメリットです！**

※ただし、指定施設の数や規模・能力が変更される場合には、事後にその数や規模・能力のみ届出（10条）する必要があります。  
（根拠資料等の添付は不要）

- **指定事業所に係る化学物質管理状況報告書（42条の3）を免除**

Kanagawa Prefectural Government

28

免除される手続きの2つ目は、第8条に基づき必要となる指定事業所に係る変更許可申請です。

これは改正前の環境配慮推進事業所においても同様に免除されていたので、その仕組みを継承しています。

なお、指定事業所に係る変更許可申請は基本的に免除されますが、公害防止上特に重要な変更として、廃棄物焼却炉に係る変更の場合のみ免除されない点は、ご注意ください。

変更許可申請の免除は環境管理事業所にはない、優良環境管理事業所だけのメリットであるため、ぜひ優良環境管理事業所の認定取得をご検討ください。

また、指定施設の数や規模等を変更する場合、事前の変更許可は免除されますが、その数や能力の変更内容については前のスライドで示した変更届出を提出する必要があります。ただし、この場合であっても、通常の指定事業所の申請・届出において求めている根拠資料等の添付は不要としており、手続きとしては軽減されています。

免除される手続きの3つ目としては、環境管理事業所と同様に、今回の改正により条例第42条の3に基づく指定事業所に係る化学物質管理状況報告書の提出を免除しています。

## 認定の有効期間の延長について

### 改正前

環境管理事業所、環境配慮推進事業所ともに認定の有効期間は、環境マネジメントシステムの登録の有効期限に合わせていた。（最長でも3年）

### 改正後

環境マネジメントシステムの登録の有効期限によらず、  
**環境管理事業所は3年**  
**優良環境管理事業所は6年**  
とした。

※認定の有効期間の途中で、環境マネジメントシステムの更新を行った場合には変更届出（21条）を提出してください。  
また更新しなかった場合には、認定を取り消すこととなりますので、速やかにその旨申し出てください。

Kanagawa Prefectural Government

29

認定の有効期間の延長についてです。

改正前は、環境管理事業所、環境配慮推進事業所ともに認定の有効期間は環境マネジメントシステムの登録の有効期限と合わせて設定していました。

このため、一番登録期間が長いISO14001の場合であっても最長3年、登録の残り期間が短い場合にはさらに短く、また他の環境マネジメントシステムの場合には1年ということもありました。

これでは認定を取得してもすぐにその有効期間が終了してしまい、再度認定・登録を受けの手間が煩雑であるという課題がありました。

そこで、改正後は、環境マネジメントシステムの登録の有効期限によらず、環境管理事業所は3年、優良環境管理事業所については6年として有効期間を設定することにしました。

これにより、環境マネジメントシステムの有効期限が切れた後の期間についても認定を行うということになりますので、有効期間中に環境マネジメントシステムの更新を行った場合には、環境管理事業所等に係る変更届出を提出してください。

また、環境マネジメントシステムの登録の更新を行わなかった場合には、認定基準不適合となり、認定を取り消す必要がありますので、速やかにその旨を申し出るようにしてください。

## 優良環境管理事業所に係る添付書類の簡素化

### 改正前

第17号様式の3（第27条の3関係）（付表1）（表）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

| 項目          |                  | 該当の有無  | 自己評価  | 評価の根拠となる書面、資料等                      |
|-------------|------------------|--|---|-------------------------------------|
| 有害な物質の使用の回避 | 原材料の選択           | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input checked="" type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 | (化学物質管理規程1.2)                       |
|             | 有機塩素系溶剤の代替物質への転換 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input checked="" type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 | 平成24年より代替物質への転換を計画中<br>(評価対象物質管理目標) |
| 有害な物質の発生の防止 | 良質な燃料の使用         | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input checked="" type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 | ボイラー燃料には都市ガスを使用<br>(化学物質管理規程1.2)    |
|             | 窒素酸化物の発生抑制       | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input checked="" type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 | 低NOxバーナーを使用<br>(化学物質管理規程2.1)        |
|             | 燃焼機器の適正使用        | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input checked="" type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 | (運転管理手順書)                           |

自己評価表（第17号様式の3の付表）には評価の根拠となる資料等の名称を記載し、その書類の添付を求めていた。

### 改正後

**根拠資料の添付は不要**とし、自己評価表には資料の名称を記載するのみとする。その代わりに**行政が現地調査等により書類の内容を確認**することとした。

Kanagawa Prefectural Government

30

優良環境管理事業所の認定申請においては添付書類が膨大であることが認定取得が進まない一因であったため、これらを不要とする改正を行いました。

具体的には、優良環境管理事業所の認定申請には、こちらに示した自己評価表という、事業所の取組内容を自己評価し、採点した結果を記載する様式の添付が必要ですが、改正前は、この様式の中でその自己評価を行った結果の根拠となる資料について、名称を記載し、それらを全て添付することとを求めていました。

この根拠資料が量が多く、書類作成が煩雑になる要因となっていましたので、今回の改正では、自己評価表に根拠資料の名称は記載することとしますが、その添付については不要と変更しました。

ただし、行政としても認定にあたっては、その自己評価結果が正しいものであるのか、その根拠の確認を行う必要がありますので、申請を受け付けた後、行政から事業所に伺い、その根拠書類の所在等を確認することとしました。

この現地確認は、事業者によっては、行政の職員が来所するよりも書類を窓口を持参して確認してもらった方が良いという場合もあると思います。

今回この添付書類を不要としたことは、書類作成のペーパーワークを削減し、事業者の負担を軽減するためであることから、基本的には行政が現地調査を行い確認することを前提としていますが、代替の方法でも確認が可能であれば、その方法でも良いとしています。

## 認定基準の見直し

### ● 認定基準の追加

無許可で指定事業所の設置又は変更を行った場合には、その違反を是正した日から3年以上経過していることを追加

### ● 自己評価に係る要件の変更

各関連指針の改正と合わせて要件の見直し

#### ① 環境への負荷の低減に関する要件

- ・ 樹脂ペレットの環境中への流出防止の取組を追加
- ・ 遺伝子組換え作業に伴い発生する排煙等の適正処理及び処理施設の維持管理について追加

#### ② 化学物質の適正な管理に関する要件

未然防止対策の項目について、第1～第3段階の内容を見直し

Kanagawa Prefectural Government

31

認定基準について一部見直しを行いました。

今回の改正により、認定基準に

「無許可で指定事業所の設置又は変更を行った場合には、その違反を是正した日から3年以上経過していること」を追加しました。

これは、改正前の認定基準では、変更許可手続きを経ることなく指定施設を設置するなど、手続き違反を繰り返す事業所も認定取得が可能であったことから、制度の趣旨を鑑み、基準に追加しました。

また、優良環境管理事業所の自己評価に係る要件についても、各関連指針の改正と合わせて一部見直しを行っています。

(化学物質の適正な管理に関する指針の改正はスライド19～21参照、環境負荷の低減に関する指針の改正はスライド63,64参照)

## 主な改正点まとめ

**環境管理事業所**

- ・ 名称公表
- ・ **変更届出手続き免除**
- ・ **化学物質管理状況報告書の提出免除**

**優良環境管理事業所**

- ・ 名称公表
- ・ **変更届出手続き免除**
- ・ **化学物質管理状況報告書の提出免除**
- ・ 変更許可手続き免除
- ・ **有効期間を延長（6年）**

※申請書類の簡素化

Kanagawa Prefectural Government

- 名称が変わります！**

「環境配慮推進事業所」が「優良環境管理事業所」に変更になります。
- 認定の取得のメリット（免除される手続き）が増えます！**

2つの手続きが免除されます。

  - 指定事業所に係る変更届出書(10条)
  - 化学物質管理状況報告書(42条の3)
- 優良環境管理事業所の認定取得の手続きが合理化・簡素化されます！**

優良環境管理事業所の認定を受ける際、これまででは2つの申請が必要でしたが、今後は1つの申請により認定を受けることができるようになります。また、自己評価結果に関する根拠資料の添付が不要となります。
- 優良環境管理事業所の認定の有効期間が延長されます！**

有効期間が6年(改正前は最長3年)に変更になります。

32

主な改正点のまとめです。

まず1つ目としては、環境配慮推進事業所の名称が優良環境管理事業所に変更になります。

2つ目としては、認定の取得によるメリットとして、免除される手続きが増えます。

3つ目としては、優良環境管理事業所の認定にあたっての手続きが合理化され、添付書類が簡素化されます。

4つ目としては、認定の有効期間が延長されます。

環境管理事業所・優良環境管理事業所制度については、自主管理の推進のために、ぜひ多くの事業者にご利用していただきたいと考えていますので、積極的に認定取得の検討をお願いします。

## 目次

- 1 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の概要と見直しについて
- 2 条例改正の内容
  - (1) 災害を視野に入れた対応
  - (2) 環境管理事業所及び優良環境管理事業所制度
  - (3) 指定事業所の変更に係る手続き**
  - (4) 土壌汚染対策
  - (5) 地下水採取規制
  - (6) 地下浸透禁止物質に係る規制
  - (7) 大気・騒音・振動に係る規制
  - (8) その他

Kanagawa Prefectural Government

33

- 2 条例改正の内容
- (3) 指定事業所の変更に係る手続き

## 指定事業所の変更に係る手続きの考え方

- 周辺の地域の生活環境に対する影響のあるもので行政が事前に把握すべき事項

具体的には、  
人の健康又は生活環境の保全への影響が増大する  
可能性のある変更等



**変更許可（8条）の対象**

- その他事後のある一定期間に変更等の内容を把握していれば支障のない事項



**変更届出（10条）の対象**

Kanagawa Prefectural Government

34

条例では、指定事業所の設置時に申請した事項に関してその後変更を行う場合には、事前の変更許可又は事後の変更届出が必要になりますが、どちらの手続きの対象となるかは、変更事項のうち、

周辺の地域の生活環境に対する影響のあるもので、行政が事前に把握すべき事項、これは具体的には人の健康又は生活環境の保全への影響が増大する可能性がある変更等ですが、これについては変更許可

その他の、事後のある一定期間に変更等の内容を行政が把握していれば支障のない事項を変更届出と整理して規定しています。

具体的な事例でみると、例えば、事業拡大に伴い指定施設の増設を予定しており、増設により敷地境界での騒音等の予測値が増大する場合は、影響が増大する変更であるため、変更許可の対象となります。

設置許可時に申請を行った事項（3条2項）の変更のうち、変更許可又は変更届出の対象となる事項を改めて見直した。

**改正内容①** 3条2項8号（指定施設の種類及びその種類ごとの数並びに指定施設ごとの規模、能力、構造、用途、配置及び使用時間）の変更

**【改正内容】**

改正前は予測値が増大しない変更は全て変更届出の対象であったが、使用時間等の変更により**規制基準が厳しくなる変更は、変更許可の対象**と改めた。

Kanagawa Prefectural Government

35

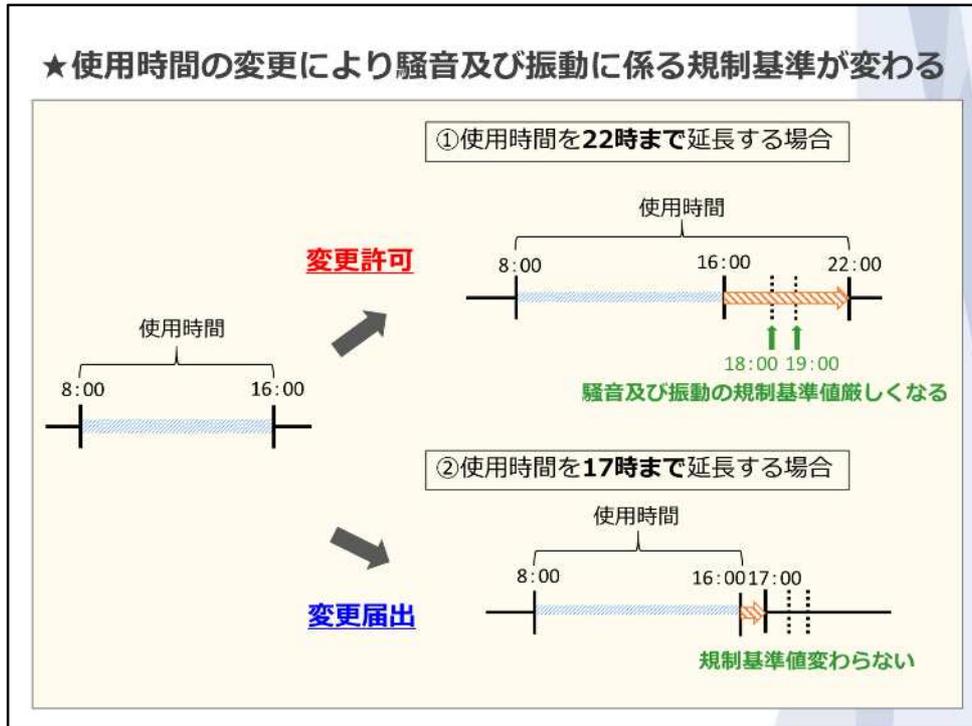
今回の改正では、前のスライドで示した考え方に沿って、改めて、どちらの手続きの対象とすべきかを整理し、一部見直しを行いました。

**【改正内容①3条2項8号に定める指定施設の種類及びその種類ごとの数並びに指定施設ごとの規模、能力、構造、配置及び使用時間の変更について】**  
※新規の設置許可時に申請すべき事項は条例3条2項に規定

改正前の条例では、これらの変更に伴い予測値が増大する場合は変更許可としており、それ以外の変更は全て変更届出の対象としていました。

しかし、使用時間を変更すること等により、予測値に変更はなくとも、規制基準が変更になることがあり、これについては、周辺の地域の生活環境に対する影響があるとして、行政が事前に把握すべき事項に該当すると考えられることから、当該変更により規制基準が厳しくなる場合には、変更許可の対象となるよう改めました。

## ★使用時間の変更により騒音及び振動に係る規制基準が変わる



具体的な事例で当てはめてみると、例えば、8時から16時まで施設を使用するとして許可を受けていた指定事業所が使用時間を22時まで延長したとします。

この場合、18時には騒音に係る規制基準が、19時には振動に係る規制基準がそれぞれ厳しくなりますので、騒音・振動に関する敷地境界での予測値が、厳しくなった規制基準を満足しているかという観点で事前の確認が必要になります。これは、変更許可の対象ということになります。

しかし、例えば17時まで1時間だけ延長するという場合には、適用される規制基準に変更はなく、予測値にも変更がないことから、事後の変更届出の対象となります。

**改正  
内容②**

**3条2項19号（公害の防止の方法に関する  
計画）の変更**

**【改正内容】**

改正前は予測値が増大しない変更は全て変更届出の対象であったが、**数値による規制基準がない事項のうち、設備に係る変更は、変更許可の対象**と改めた。

| 項目   | 変更許可の対象となる変更                 |
|--|------------------------------|
| 粉じんの規制基準に係る変更                                | 集じん設備、散水設備、防じんカバー等に係る変更      |
| 悪臭の規制基準に係る変更                                 | 吸着設備、洗浄設備、燃焼設備、その他の脱臭設備に係る変更 |
| 炭化水素系物質の受け入れ等の作業に係る貯蔵施設、出荷施設及び給油施設の設備基準に係る変更 | 炭化水素系物質の排出防止処理設備に係る変更        |

37

**【改正内容②3条2項19号に定める公害の防止の方法に関する計画の変更について】**

改正前の条例では、変更に伴い予測値が増大しない場合には全て変更届出の対象となっていました。指定事業所に適用される規制基準の中には、粉じんや悪臭など数値による規制基準がないことから、予測値を算出していないものがあります。

しかし、これら予測値を算出していない事項に係る公害防止の方法の変更の中には、生活環境に影響がある変更もあり、中には影響が増大することになるものもあると考えられます。

このことから、数値による規制基準がない事項のうち、設備に係る変更を行う場合には変更許可の対象となるよう改めました。これは、設備については、変更後に是正することが困難であることから、事前に確認を行うこととしたものです。

具体的には表に示したとおりであり、粉じんの場合には、集じん設備や散水設備等に係る変更を行う場合、悪臭の場合には吸着設備や洗浄施設等に係る変更を行う場合には変更許可が必要となります。

|  |   |
|--|---|
| <b>改正<br/>内容③</b>  | <b>3条2項9号（原材料、燃料及び用水の種類及び使用量）の変更</b>                                      |
| <b>【改正内容】</b><br>改正前は予測値が増大しない変更は手続き不要であったが、変更届出の対象と改めた。                       |   |
| <b>改正<br/>内容④</b>  | <b>3条2項16号（炭化水素系物質の受け入れ等の作業を行う指定事業所における、指定施設において保管する炭化水素系物質の種類及び量）の変更</b> |
| <b>【改正内容】</b><br>改正前は予測値が増減により手続きを分けていたが、当該変更により予測値の増減は生じないことから、一律変更届出の対象と改めた。 |   |
| <b>改正<br/>内容⑤</b>  | <b>3条2項17号（生コンクリートプラント等を設置する指定事業所における自動車の出入口の位置）の変更</b>                   |
| <b>【改正内容】</b><br>改正前は手続き不要であったが、変更許可の対象と改めた。                                   |   |

38

【改正内容③3条2項9号に定める原材料、燃料及び用水の種類及び使用量の変更について】

改正前は予測値が増大しない場合は手続き不要でしたが、原材料や燃料の変更等により排ガスや排水等に影響を与えることもあることから、その変更については、事後であっても行政が把握すべき事項であるとして、変更届出の対象としました。

【改正内容④3条2項16号に定める炭化水素系物質の受け入れ等を行う指定事業所における保管する炭化水素系物質の種類及び量の変更について】

改正前は予測値の増減により手続きを分けていましたが、当該変更によって予測値が増減することはないことから、一律変更届出の対象に改めました。

【改正内容⑤3条2項17号に定める生コンクリートプラント等を設置する指定事業所における自動車の出入口の位置の変更について】

改正前は手続き不要となっていました。当該事項は許可の基準でもあり、変更により生活環境への影響が生じる可能性はあることから、変更許可の対象と改めました。

## 変更にあたっての手続きに関するお問い合わせ先

具体的な変更にあたっての手続きの要否等については、事業所の所在地によりそれぞれ担当の窓口にご確認ください。

| 所在地  | 問合せ先                      |
|--|---------------------------|
| 鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町                            | 横須賀三浦地域県政総合センター<br>環境部環境課 |
| 厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村               | 県央地域県政総合センター<br>環境部環境保全課  |
| 茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町                  | 湘南地域県政総合センター<br>環境部環境保全課  |
| 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町 | 県西地域県政総合センター<br>環境部環境保全課  |
| 相模原市                                       | 相模原市環境保全課                 |
| 横須賀市                                       | 横須賀市環境管理課                 |
| 平塚市  | 平塚市環境保全課                  |
| 藤沢市  | 藤沢市環境保全課                  |

Kanagawa Prefectural Government

39

具体的な変更にあたりどの手続きが必要になるかは、事例ごとにその変更事項に応じて慎重に判断する必要があります。

このため、変更にあたっては、事業所の所在地によりそれぞれ担当の窓口にご相談をお願いします。

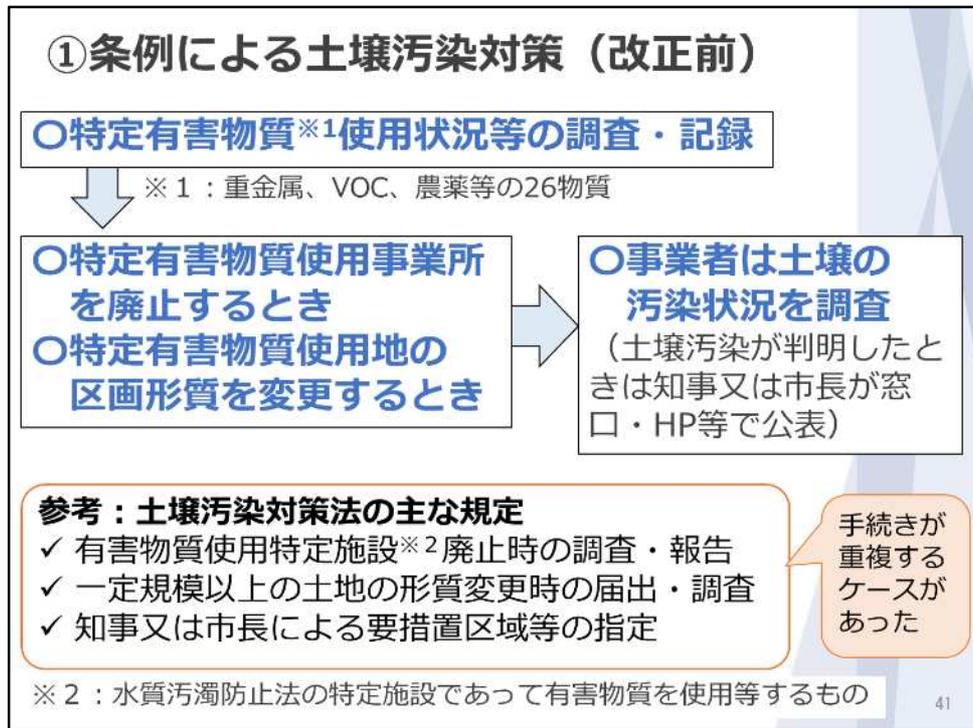
## 目次

- 1 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の概要と見直しについて
- 2 条例改正の内容
  - (1) 災害を視野に入れた対応
  - (2) 環境管理事業所及び優良環境管理事業所制度
  - (3) 指定事業所の変更に係る手続き
  - (4) 土壌汚染対策**
  - (5) 地下水採取規制
  - (6) 地下浸透禁止物質に係る規制
  - (7) 大気・騒音・振動に係る規制
  - (8) その他

Kanagawa Prefectural Government

40

- 2 条例改正の内容
- (4) 土壌汚染対策



はじめに、条例における土壌汚染対策の仕組みを紹介します。

条例では重金属やVOC、農薬などの26物質を「特定有害物質」と規定しています。特定有害物質を製造、使用、処理及び保管する事業者は、その使用状況等を毎年調査し、記録することとしています。

さらに、特定有害物質を使用等していた事業所を廃止するとき、あるいは特定有害物質使用地の敷地境界を変更したり、掘削などを行う、いわゆる区画形質の変更を行うときには、特定有害物質の使用状況等の記録に基づいて、土壌の汚染状態を調査することとしています。土壌調査の結果、条例施行規則で定める汚染状態の基準に適合していないことが判明したときは、「汚染された土地」として知事又は権限移譲市の市長が窓口やホームページにおいて、公表します。

これらの規定は平成10年の条例施行当初から設けていたものですが、平成15年に同様の規定を盛り込んだ土壌汚染対策法が施行されたことによって、一部の事業所では法と条例の両方で、同じような手続きをとらなければならない状況にありました。

## ② 条例改正の内容（法との重複解消）

⇒ 土壌汚染対策法の規定が適用される場合は、  
条例の調査・報告等を不要とし合理化を図る。

### 【条例の手続きが不要な例】

#### ○ 事業所廃止時の調査等（第59条第3項）が不要な例

- ✓ 有害物質使用特定施設を廃止する場合  
(法第3条第1項適用)

#### ○ 区画形質変更時の届出等（第60条第1項）が不要な例

- ✓ 法3条の廃止時調査を猶予されている土地における、  
900㎡以上の形質変更（法第3条第7項適用）
- ✓ 3,000㎡以上※の土地の形質変更（法第4条第1項適用）  
※現に有害物質使用特定施設を設置する土地は900㎡以上
- ✓ “要措置区域”に係る実施措置（法第7条第1項適用）
- ✓ “形質変更時要届出区域”内における形質変更  
(法第12条適用)

そこで今回、法と条例の重複を解消する改正を行いました。土壌汚染対策法の規定が適用される場合は、条例に基づく土壌調査や報告を不要とするものです。具体的な例を示します。

まず、特定有害物質使用事業所を廃止する際の土壌調査及び報告の手続きについては、法第3条第1項に基づき有害物質使用特定施設の廃止時調査を行う場合は、条例の手続きを不要とします。

次に、特定有害物質使用地の区画形質変更時における届出や土壌調査の手続きについては、4つのポイント(スライド中)に示すような場合に、条例の手続きを不要とします。前半の2つは、一定の面積以上の土地の形質変更を行う場合として法の届出を行う場合です。後半の2つは、汚染された土地として法に基づく区域指定をされた土地において、汚染拡大防止のための実施措置を講じる場合や、届出をして形質変更を行う場合です。これらのように、法に基づき管理される土地の形質の変更については、条例の手続きを不要としました。

### ③ 条例改正の内容（法との連携）

⇒ 条例に基づき管理された記録が土壤汚染対策法の調査で有効活用されるよう規定を整備

○ 特定有害物質使用状況等の記録（第59条第1項）

○ 土壤調査結果記録等の管理（第62条第1項）



法の調査義務者である土地所有者等に記録を交付するよう改正

○ 記録の交付義務（第59条第2項、第62条第2項）

- ✓ 土地を譲渡、返還するとき …相手方に原本を交付
- ✓ 土地を貸与するとき …相手方に写しを交付
- ✓ 借り受けていた土地の形質を変更をするとき …**土地所有者等**に写しを交付 【今回追加】
- ✓ 借り受けていた土地で有害物質使用特定施設を廃止等したとき …**土地所有者等**に写しを交付 【今回追加】

43

次に、条例と法との連携を強化するための規定を整備しました。

スライド41で示したとおり、特定有害物質を製造、使用、処理及び保管する事業者は、その使用状況等を調査し、記録することとしています。また、今回、土壤汚染対策法が適用される場合には条例の規定を適用しないこととしましたが、法では、土地の所有者が土壤調査を行うこととなっているため、土地を貸している事業者から、特定有害物質の使用状況等に関する情報が適切に提供されることが必要です。

そこで今回、条例に基づき管理している特定有害物質の使用状況等の記録の写しを、法の調査義務が発生するタイミングで、調査義務者である土地の所有者に交付することとしました。条例が法を補強することで、本県の土壤汚染対策が一層充実した形になったと考えています。

#### ④ 条例改正の内容（軽易な行為等）

⇒ 軽易な行為等として区画形質変更の届出が不要なものを規定

##### 【届出が不要な区画形質変更】（第60条第1項）

###### ○ 土壤の掘削を伴わない土地の形質の変更

###### ○ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって規則で定める土地の形質の変更

⇒ 次のいずれにも該当する変更（規則第51条の2）

- ✓ 掘削した土壤を当該土壤の掘削を行った土地を含む特定有害物質使用地から搬出しないこと。
- ✓ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更ではないこと。
- ✓ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm未満であること。

###### ○ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

※これまで、平成10年3月31日付環総第128号通知に基づき、面積が10㎡以下かつ高さが1.5mを超える法を生ずる切り土又は盛土を伴わない行為については適用除外とする運用をしてきたが、本改正に伴い廃止する。

14

最後に、区画形質の変更の届出が不要な、いわゆる軽易な行為等を規定しました。特定有害物質使用地において区画形質を変更する際は、事前の届出と土壤調査の義務を定めていますが、これは、通常の管理行為や、土壤汚染を拡散させるおそれが小さい軽易な行為までを規制する趣旨ではありません。

これまでは、スライドの一番下の※印に示した施行通知に基づき、面積が10㎡以下かつ高さが1.5mを超える法を生ずる切り土又は盛土を伴わない行為について、適用を除外する運用をしてきましたが、法との整合を図りつつ、条例及び規則に定めることとしました。

一つは「土壤の掘削を伴わない土地の形質の変更」ですがこれは盛土しか行わない場合を想定しています。次に、軽易な行為等として「掘削した土壤を当該土壤の掘削を行った土地を含む特定有害物質使用地から搬出しないこと。土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更ではないこと。土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm未満であること。」という3つのすべてに該当する形質の変更です。最後に、非常災害のための応急措置として行う行為について、届出及び土壤調査が不要とします。

軽易な行為等に該当するかどうか、判断に迷われた場合は、所管の窓口に相談ください。

なお、ダイオキシン類管理対象地における区画形質の変更についても、この規定を準用していますので、軽易な行為等は届出が不要となります。

## 目次

- 1 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の概要と見直しについて
- 2 条例改正の内容
  - (1) 災害を視野に入れた対応
  - (2) 環境管理事業所及び優良環境管理事業所制度
  - (3) 指定事業所の変更に係る手続き
  - (4) 土壌汚染対策
  - (5) 地下水採取規制**
  - (6) 地下浸透禁止物質に係る規制
  - (7) 大気・騒音・振動に係る規制
  - (8) その他

Kanagawa Prefectural Government

45

- 2 条例改正の内容
- (5) 地下水採取規制

## 地下水採取規制について

### 規制の概要

地盤沈下が生じている及びそのおそれがある地域を「地下水採取を規制する地域」として指定し（**指定地域**）、許可申請、地下水採取量の報告等を義務付けている。



### 規制の対象地域

指定地域：平塚市、茅ヶ崎市、厚木市の一部、海老名市、寒川町

Kanagawa Prefectural Government

地下水採取規制については変更許可申請のうち、一部の手続きが変更になりました。

まず、県での地下水採取規制の概要についてです。

条例では、地盤沈下が生じている及びそのおそれがある地域を「地下水採取を規制する地域」（指定地域）としています。この指定地域内において、一定規模以上の揚水施設で地下水採取を行う事業者に対し、許可申請、地下水採取量の報告等を義務付けています。

指定地域は、平塚市、茅ヶ崎市、厚木市の一部、海老名市、寒川町としています。

## 地下水採取規制 ～許可申請と変更許可申請～

概要(第75条、第76条、第78条)

設置する揚水施設は許可の基準に適合しなければならない。  
また、揚水施設等の変更時には変更許可申請が必要。

|          | 規制の内容   |
|----------|---|
| 許可<br>基準 | ①揚水機の吐出口の断面積の合計が22cm <sup>2</sup> 以下<br>②井戸のストレーナーの位置が100m以深<br>③揚水機の原動機の定格出力2.2kW以下      |
| 変更<br>許可 | ○「揚水施設の数、位置及び構造」又は「地下水の採取予定量及び用途」を変更するときは、 <b>変更許可申請が必要</b><br>○変更内容についても、基準に適合しなければならない。 |

指定地域内で一定規模以上の揚水施設を設置し、地下水採取を行う場合、次の許可の基準に適合する必要があります。また、揚水施設等の変更時には、変更許可申請が必要です。

指定地域内で地下水採取を行う場合の許可の基準は、次の3つがあり、①揚水機の吐出口の断面積の合計が22cm<sup>2</sup>以下、②井戸のストレーナーの位置が100m以深、③揚水機の原動機の定格出力2.2kW以下です。県の指定地域内で地下水採取を行う場合は、この3つのすべてに適合しなければなりません。

また、揚水施設等の変更時、「揚水施設の数、位置及び構造」又は「地下水の採取予定量及び用途」を変更するときには、変更許可申請が必要であり、変更許可申請時においても、3つの許可基準に適合しなければなりません。

## 地下水採取規制

### ～軽微な変更は許可制から届出制へ～

#### 改正概要(規則第70条)

揚水施設における許可事項の変更のうち、採取予定量を減少させる変更など既に受けた許可に係る事項を超えない範囲の変更については、許可から届出とするよう改めた。

#### 改正後～手続きの一部が変更～

##### 変更内容

・揚水施設の数、位置及び構造  
・地下水の採取予定量及び用途

##### 変更許可から変更届出制となる事項

変更内容のうち、既に受けた許可に係る事項を超えない範囲の変更

例) ・揚水施設の数減らす変更  
・地下水採取予定量を減らす変更  
・揚水機の吐出口の断面積の合計を小さくする変更  
・揚水機の原動機の定格出力を下げる変更

##### 変更届出

変更した日から30日以内に届出

Kanagawa Prefectural Government

※実際の手続きの際は、許可を受けた機関に確認してください

今回の条例改正では、地下水採取に係る揚水施設等における許可事項の変更のうち、採取予定量を減少させる変更など既に受けた許可に係る事項を超えない範囲の変更については、許可制から届出制とするよう改めました。

既に受けた許可に係る事項を超えない範囲の変更の具体的な例としては、例えば、①揚水施設の数減らす変更、②地下水採取予定量を減らす変更、③揚水機の吐出口の断面積の合計を小さくする変更、④揚水機の原動機の定格出力を下げる変更があります。

また、変更届出は、変更した日から30日以内に届出を行ってください。

なお、変更する必要が生じた場合、実際の手続きにあたっては、事前に許可を受けた機関に確認し、対応くださるようお願いいたします。

## 目次

- 1 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の概要と見直しについて
- 2 条例改正の内容
  - (1) 災害を視野に入れた対応
  - (2) 環境管理事業所及び優良環境管理事業所制度
  - (3) 指定事業所の変更に係る手続き
  - (4) 土壌汚染対策
  - (5) 地下水採取規制
  - (6) 地下浸透禁止物質に係る規制**
  - (7) 大気・騒音・振動に係る規制
  - (8) その他

Kanagawa Prefectural Government

49

- 2 条例改正の内容
  - (6) 地下浸透禁止物質に係る規制

## 地下浸透禁止物質を製造等する施設の構造基準

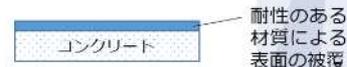
地下浸透禁止物質又はこれを製造等する作業に係る水等の地下浸透を禁止し、非意図的な地下浸透を防止するため、作業に係る施設の構造基準を定めている。（第29条、規則第35条）

### 規則第35条（改正前）

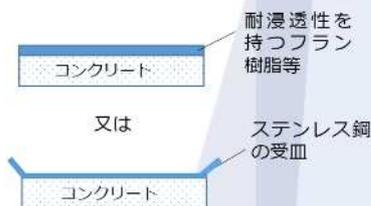
規則で定める構造は次に定める構造とする

- (1) 床面は、地下浸透禁止物質の地下浸透を適切に防止できるコンクリート、タイル等の不透水性材質とし、その表面は耐性のある材質で被覆がなされていること
- (2) (略)
- (3) 有機塩素系溶剤を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る施設である場合であって、床面の材質にひび割れ等が心配される場合にあっては有機塩素系溶剤に耐浸透性をもつフラン樹脂、弗素樹脂、エポキシアクリレート樹脂その他の合成樹脂で必要な床面の被覆がなされていること又は当該作業に係る施設の下にステンレス鋼の受け皿を設置することその他の地下浸透禁止物質を含む水又はその他の液体の浸透を防止するために必要な措置がとられていること

(地下浸透禁止物質を製造等する施設)



(特に有機塩素系溶剤を製造等する施設)



50

条例では、地下水質の保全を目的として、地下浸透禁止物質、又は地下浸透禁止物質を製造等する作業に係る水その他の液体の地下浸透による排出を禁止しており、地下浸透禁止物質による非意図的な地下浸透を防止するため、作業に係る施設について構造基準を定めています。

構造基準は表に示すとおりであり、床面についてコンクリート等の表面を耐性のある材質で被覆すること、有機塩素系溶剤を製造等する施設については耐浸透性をもつフラン樹脂等により被覆すること、又はステンレス鋼の受け皿を設置することを求めています。

## 条例の改正内容

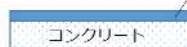
物質の種類や性状により必要に応じて、耐薬品性及び不浸透性のある材質による被覆又は地下浸透を防止することができる材質の受皿の設置等、追加的な浸透防止措置を講ずるものとするよう改正した。

### 規則第35条 (改正後)

- (1) 床面が地下浸透禁止物質の地下浸透を適切に防止できるコンクリート、タイル等の不透水性材質でありその表面に地下浸透禁止物質若しくは地下浸透禁止物質を含む水その他の液体の種類若しくは性状により必要に応じて耐薬品性及び不浸透性のある材質で被覆がなされていること又は条例第29条第1項の作業に係る施設の下に地下浸透を防止することができる材質の受皿を設置する等の地下浸透禁止物質の浸透を防止する措置がとられていること。
- (2) (略)

(地下浸透禁止物質を製造等する施設)

必要に応じて耐薬品性及び不浸透性のある材質で表面の被覆



又は

必要に応じて地下浸透を防止できる材質の受皿など



51

これについて、酸、アルカリ等のコンクリートを腐食するような溶液や、有機塩素系溶剤を製造等する場合など、物質の種類・性状により、必要に応じて、耐薬品性及び不浸透性のある材質による被覆又は地下浸透を防止することができる材質の受皿の設置等、追加的な浸透防止措置を講ずるものとするよう改正しました。

また、有機塩素系溶剤を製造等する作業に係る施設について、フラン樹脂等の合成樹脂の種類を明示していましたが、現在において特筆する必要性は低く、新たな素材の開発等にも対応するため、種類を明示せず、「耐薬品性及び不浸透性のある材質」に包含させることとしました。

## 目次

- 1 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の概要と見直しについて
- 2 条例改正の内容
  - (1) 災害を視野に入れた対応
  - (2) 環境管理事業所及び優良環境管理事業所制度
  - (3) 指定事業所の変更に係る手続き
  - (4) 土壌汚染対策
  - (5) 地下水採取規制
  - (6) 地下浸透禁止物質に係る規制
  - (7) 大気・騒音・振動に係る規制**
  - (8) その他

Kanagawa Prefectural Government

52

- 2 条例改正の内容
  - (7) 大気・騒音・振動に関する規制

## ①炭化水素系物質の発散防止について

### 改正概要（給油施設等の設備基準の見直し）

給油施設に係る炭化水素系物質の発散防止のための設備基準について、蒸気返還方式以外の方法による設備も設備基準に追加

| 施設   | 施設に備えるべき設備の基準  |
|------|--|
| 貯蔵施設 | (略)  |
| 出荷施設 | (略)  |
| 給油施設 | 通気管において蒸気返還方式接続設備を設けること、 <b>凝縮式処理設備若しくは吸着式処理設備を設けること又はこれらと同等以上の効果を有する設備を設けること。</b> |

また、**給油施設に蒸気返還方式以外の方法**で炭化水素系物質の発散を防止する設備が設置されている場合、**タンクローリーに蒸気返還方式接続設備の設置義務を除外**

### 【炭化水素系物質の発散防止について】

改正前は、給油施設に係る炭化水素系物質の発散防止のための設備基準として、通気管において蒸気返還方式接続設備を設けることとしていました。これは、揮発油を運搬するタンクローリーから荷卸しする際に放出される炭化水素系物質の蒸気を大気中に放出しないためのものですが、近年、蒸気返還方式接続設備以外にも蒸気を回収する技術が導入されていることから、蒸気返還方式以外の方法による設備も設備基準として認めるよう給油施設に係る施設に備えるべき設備の基準を改めました。

また、改正前は、揮発油を運搬するタンクローリーにも蒸気返還方式接続設備を設けるよう規定していましたが、給油施設に蒸気返還方式以外の方法で炭化水素系物質の発散を防止する設備が設置されている場合には、タンクローリーに蒸気返還方式接続設備は不要であることから、蒸気返還方式接続設備の設置義務を除外するよう改めました。

## ②騒音等の規制基準に係る地域の見直し

都市計画法の改正に伴い、新たな用途地域として「田園住居地域」が追加



騒音規制法及び振動規制法においては、原則として第二種低層住居専用地域と同等の扱いとすることが適当である旨の通知



条例においても、騒音等の規制基準に係る地域に田園住居地域を第二種低層住居専用地域と同等の扱いとして追加

- 飲食店営業に係る営業時間の制限の規制対象となる住居専用地域に、田園住居地域を追加
- 騒音及び振動の規制基準の地域区分に田園住居地域を追加

### 【騒音等の規制基準が適用される地域の見直し】

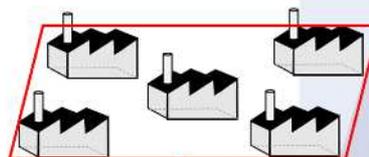
都市計画法の改正(平成 29 年 5 月 12 日 公布)に伴い、新たな用途地域として「田園住居地域」が追加されました。

当該法改正を受け、国から騒音規制法及び振動規制法においては、原則として第二種低層住居専用地域と同等の扱いとすることが適当である旨示されたことを踏まえ、騒音等の規制基準に係る地域に田園住居地域を第二種低層住居専用地域と同等の扱いとして追加しました。

### ③振動に係る規制基準が適用される事業所の敷地境界の見直し

複数の事業所が立地する一団の土地においては、その土地の利用状況から適当と認められる場合には騒音と同様に、当該一団の土地の敷地境界線を振動に係る規制基準が適用される事業所の敷地境界線とすることができるよう改めた。

【敷地境界線のイメージ図】



振動に係る規制基準が適用される敷地境界線

### ④排煙の測定頻度の見直し

ガス発生炉のうち水蒸気改質方式の改質器であって、水素の製造能力が毎時 1,000 立方メートル未満の施設に係る窒素酸化物及びばいじんの測定頻度 5 年に 1 回以上と緩和（改正前は、排出ガス量が 4 万 m<sup>3</sup>/h 以上の場合、2 箇月に 1 回以上）

Kanagawa Prefectural Government

55

#### 【振動に係る規制基準が適用される事業所の敷地境界の見直し】

騒音に係る規制基準の適用については、複数の事業所が立地する一団の土地においては、知事が認めるときは当該一団の土地の敷地境界線を規制基準が適用される事業所の敷地境界線とすることができると規定していましたが、振動ではそのような規定を設けていませんでした。

今回の改正により、振動に係る規制基準についても同様の規定を設けました。

#### 【排煙の測定頻度の見直し】

水素ステーション等において燃料電池自動車用の水素を製造する水素製造用改質器は、窒素酸化物及びばいじんの濃度が低く、大気保全上の支障がないと考えられることから、条例においても、大気汚染防止法（平成29年改正）と同様、測定頻度を5年に1回以上と緩和しました。

（改正前：排出ガス量4万m<sup>3</sup>/h以上の場合、2ヶ月に1回以上、4万m<sup>3</sup>/h未満の場合、年2回以上）

## 目次

- 1 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の概要と見直しについて
- 2 条例改正の内容
  - (1) 災害を視野に入れた対応
  - (2) 環境管理事業所及び優良環境管理事業所制度
  - (3) 指定事業所の変更に係る手続き
  - (4) 土壌汚染対策
  - (5) 地下水採取規制
  - (6) 地下浸透禁止物質に係る規制
  - (7) 大気・騒音・振動に係る規制
  - (8) その他

Kanagawa Prefectural Government

56

- 2 条例改正の内容
- (8) その他

## ■ 指定施設の追加及び削除

- 指定作業51「資源の再生又は廃棄物の処理の作業」関連

**廃棄物の処理の作業に用いる指定施設に乾燥施設、圧縮成形施設、発酵施設及びメタン発酵施設を追加**

※改正前は当該4施設は、資源の再生の作業に用いる場合のみ指定施設の対象であった。

- 指定作業58「写真の現像又は図面の複写の作業」関連

**ガス現像式ジアゾ複写機を削除**

Kanagawa Prefectural Government

57

### 【指定施設の追加及び削除】

指定事業所とは、指定施設を用いて指定作業を行う事業所ですが、この指定施設は規則別表第1において規定されています。

今回、条例改正を契機として指定施設についても見直しを行い、必要な追加及び削除を行いました。

指定施設の追加ですが、指定作業51「資源の再生又は廃棄物の処理の作業」に関連する施設として、

乾燥施設、圧縮成形施設、発酵施設及びメタン発酵施設の4施設を「廃棄物の処理の作業」に用いる指定施設に追加しました。

この4施設は、改正前は「資源の再生の作業」に用いる場合には指定施設に該当していましたが、「廃棄物の処理の作業」に用いる場合は対象となっていませんでした。

しかし、公害発生の蓋然性を考えると、「廃棄物の処理の作業」に用いる場合についても同様に対象とすべきとして、今回の改正により追加しました。

次に指定施設の削除ですが、指定作業58「写真の現像又は図面の複写の作業」に関連する施設として「ガス現像式ジアゾ複写機」を削除しました。

これは、図面等の複写作業はガス現像式ジアゾ複写機からPPC複写方式に置き換えられ、図面の作成自体も近年CADが主流となっていることから、そもそも複写そのものを行う必要性が少なくなってきているとして、今後施設が増加する可能性も低いと考えられることから削除しました。

なお、指定施設の追加について、これまで指定事業所に該当しない事業所が既にこれらの施設を設置している場合には、10月1日から3カ月以内に条例第15条に基づく既設届出を行っていただく必要がありますので、ご注意ください。

また、削除された施設を設置する指定事業所については特段手続きの必要はありません。

## ■ ディーゼル車規制に係る改正

### 【改正内容】

特定自動車の運行規制に係る排出基準等について、これまで条例別表で規定していたが、規則別表に規定するよう改めた。

合わせて硫黄分の基準値については、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」により定められる軽油の規制規格の値に合わせて改正した。

### 【ディーゼル車規制に係る改正】

改正前の条例では、特定自動車の運行規制に係る排出基準等の基準は、条例の別表において規定していましたが、これを他の規制基準と同様に規則別表に規定するよう改めました。

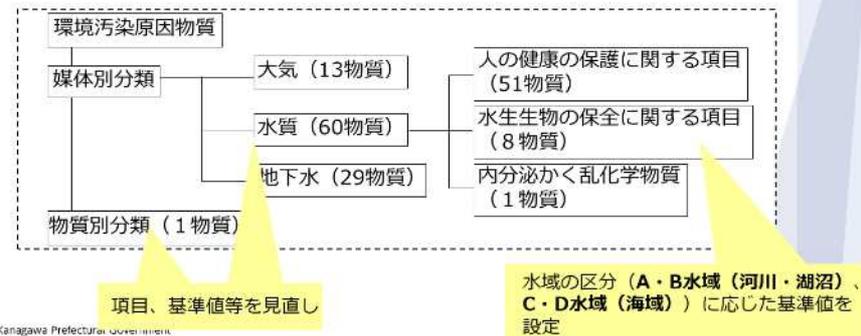
具体的には、条例別表第2～4を削除し、規則別表第14～16に移動しています。

また、この改正に合わせて、硫黄分の基準値については、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」により定められる軽油の規制規格の値に合わせて見直しを行っています。

## ■ 環境汚染原因物質に係る改正

第113条の3に規定する「環境汚染原因物質」について、**項目及び基準値を改める**ほか、**測定方法の見直し**を行った。  
 また、全亜鉛等の水生生物の保全に係る環境基準が定められている項目については、知事が別に定める**水域の区分に応じて基準値を設定するよう改めた**。

○改正後の環境汚染原因物質の構成（規則別表第17）



Kanagawa Prefectural Government

59

### 【環境汚染原因物質に係る改正】

条例第113条の3では、知事が環境汚染を確認した場合は、速やかに環境汚染の原因の調査・指導を行うこととしており、環境汚染の原因となる物質を「環境汚染原因物質」として規定し、規則別表第17でそれぞれ基準値等を定めています。この基準値は、国の環境基準等を参考にしていますが、条例を運用する間に、環境基準等が定められている項目や基準値が改正されたため、環境汚染原因物質の基準値等についても改めたほか、測定方法の見直しを行いました。

また、全亜鉛等の水生生物の保全に係る環境基準が定められている項目については、水生生物の生息状況に応じた類型ごとに環境基準が設定されていることから、環境汚染原因物質についても、これらの項目について、知事が別に定める水域の区分に応じて基準値を設定することとしました。

## ■ 様式の改正

10月1日以降は改正後の様式で届出等をお願いします。

軽微な変更も含め改正のあった様式一覧

| 様式番号      | 様式名                          |
|-----------|------------------------------|
| 第1号様式     | 指定事業所設置許可申請書                 |
| 第2号様式     | 指定事業所概要書                     |
| 第3号様式付表1  | 排煙の排出方法概要書                   |
| 第3号様式付表8  | 粉じんの処理方法概要書                  |
| 第3号様式付表9  | 悪臭の処理方法概要書                   |
| 第3号様式付表12 | 地下浸透禁止物質の製造等をする作業に係る施設の構造概要書 |
| 第6号様式     | 指定事業所に係る変更許可申請書              |
| 第7号様式     | 指定事業所に係る変更概要書                |
| 第9号様式     | 指定事業所に係る変更完了届出書              |
| 第13号様式    | 指定事業所に係る変更届出書                |
| 第13号様式の2  | 環境管理事業所（優良環境管理事業所）に係る変更届出書   |
| 第14号様式    | 指定事業所に係る地位承継届出書              |
| 第15号様式    | 指定事業所廃止等届出書                  |
| 第15号様式の2  | 指定事業所休止等届出書                  |

### 【様式の改正】

軽微な変更も含め、こちら及び次のスライドで示した様式について、改正を行いました。10月1日以降は、改正後の様式で申請や届出を行う必要があります。

| 様式番号        | 様式名                       |
|-------------|---------------------------|
| 第16号様式      | 指定事業所現況届出書                |
| 第16号様式の2    | 指定事業所に係る特例措置事前届出書         |
| 第16号様式の3    | 特例措置による指定事業所設置届出書         |
| 第16号様式の4    | 特例措置による指定事業所に係る変更届出書      |
| 第16号様式の5    | 特例措置による指定事業所設置（変更）計画中止届出書 |
| 第17号様式      | 環境管理事業所認定申請書              |
| 第17号様式の3    | 優良環境管理事業所認定申請書            |
| 第17号様式の3付表1 | 環境への負荷の低減に関する要件の自己評価表     |
| 第17号様式の3付表2 | 化学物質の適正な管理に関する要件の自己評価表    |
| 第17号様式の3付表3 | 環境に係る組織体制の整備に関する要件の自己評価表  |
| 第18号様式の2    | 化学物質管理目標作成（達成状況）報告書       |
| 第18号様式の3    | 指定事業所に係る化学物質管理状況報告書       |
| 第23号様式      | 土地区画形質変更等届出書              |
| 第34号様式      | 地下水採取許可申請書                |
| 第36号様式      | 地下水採取に係る変更許可申請書           |
| 第39号様式      | 地下水採取に係る変更届出書             |

- **申請・届出様式一覧**

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f7569/p513943.html>

- **神奈川県生活環境の保全等に関する条例**

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f41093/index.html>

施行通知や新旧対照表等改正に関連する資料も掲載しています。

申請・届出様式については、県ホームページからダウンロードできます。

また、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」という条例のページでは、施行通知や新旧対照表等の改正に関連する資料も掲載しています。

## ■ 環境負荷の低減に関する指針の改正

海洋プラスチック汚染等に対応するため、「環境への負荷の低減に関する指針」を改正

### 「環境への負荷の低減に関する指針」とは

条例第38条に基づき、事業者が実施する環境への負荷を継続的に低減するための取組を支援するために定めた指針。

**環境負荷を低減するための取組事項を規定**している。

指定事業所のみではなく  
**全ての事業者が対象**

Kanagawa Prefectural Government

63

### 【指針の改正】

今回の条例改正に伴い、条例に基づき定める指針についても、改正の必要があるか検討を行い、海洋プラスチック汚染等に対応するため、「環境への負荷の低減に関する指針」の改正を行いました。

この指針ですが、条例第38条に基づき、事業者が実施する環境への負荷を継続的に低減するための取組を支援するために定めた指針であり、環境負荷を低減するための具体的な取組事項を規定しています。

指定事業所のみではなく全ての事業者が対象となる指針です。

## 改正内容

### ● 樹脂ペレットの漏出防止に係る取組の追加



樹脂ペレットを使用等する場合にあっては、管理体制の整備、こぼれ対策及び清掃等の徹底、捕集設備の設置といった、環境中へ樹脂ペレットが漏出することを防止するための取組を進めるよう規定を追加した。

### ● 遺伝子組換え作業に伴う環境負荷の低減に係る取組の追加

遺伝子組換え作業に伴い発生する排煙、排水等の適正処理や処理施設の維持管理について規定を追加した。

※神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針は令和2年9月30日限り廃止

改正内容の1点目として、樹脂ペレットの漏出防止に係る取組を追加しました。これは、近年、世界的な問題となっている海洋プラスチック汚染、とりわけマイクロプラスチック問題に対応するため、樹脂ペレットが環境中に漏出することを防止するための取組を規定しました。

具体的には、樹脂ペレットを原料として使用等する場合には、作業管理マニュアルを策定するなど管理体制を整備し、作業に伴いこぼれることがないように対策を実施するほか、それでもこぼれてしまった場合には、速やかに清掃を実施し、また、排出溝やピットには事業所の外部に漏出することがないように網状のスクリーンを設置するなど、適切な捕集設備を設置するよう定めています。

県の環境科学センターの調査においても、相模湾沿岸の海岸において樹脂ペレットの漂着が確認されていますので、樹脂ペレットを扱う事業者は、環境負荷を低減するための取組の推進をお願いします。

2点目としては、遺伝子組換え作業に伴う環境負荷の低減に係る取組を追加しました。これは、遺伝子組換え作業に伴い発生する排煙や排水などの適正な処理や処理施設の維持管理について規定したものです。この改正に合わせて、これまで遺伝子組換え作業を行う事業者の方に報告書の提出等を求めていた「神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針」については9月30日限りで廃止することとしています。

改正条例等はいずれも  
令和2年10月1日から施行  
されます。

